

官業民営化等WGヒアリング調査票

[所管省庁名：財務省]

1. 名称	国有財産の实地監査
2. 根拠法令	国有財産法第7条及び第10条 国家公務員宿舎法第6条 国有財産法施行令第6条 国有財産特別措置法施行令第13条
3. 実施主体	国
4. 従事者数	138名(平成16年7月1日現在)
5. 予算額	
6. 事業の内容	各省各庁が所管等する国有財産の管理及び処分の適正を期するために監督・指導(監査)を行い、国有財産法等の法令に違反等する場合には是正や検討などの措置を要求。 監査の結果等は、国有財産の総轄事務の一つとして今後の国有財産行政の効率的な運用や適正化を促進するための制度化(企画立案)等に活用。
7. 民間移管の具体的内容	
8. 更なる民間開放についての見解	1. 国有財産は日本全国に散在しており、その用途や利用目的、現在の状況、今後の利用計画等それぞれに千差万別で多種多様であることから、財務大臣は国民共有の貴重な財産である国有財産が常に良好な状態で管理され、その所有目的に応じて最も効率的に運用等されるために、次のような国有財産に係る総轄事務を実施している。 (1) 国有財産に関する法令等を企画立案する国有財産制度の整備 (2) 所管換や取得等に際しての協議や通知等に関する管理及び処分事務の統一 (3) 国有財産の増減や現在額等の報告を受けて財産の状況の明確化 (4) 实地監査の結果等に基づいた管理及び処分の調整 [参照] 別紙1...国有財産を取り巻く主な法令

2. 国有財産に係る実地監査事務は、概略、次のように実施している。

(1) 事前準備... 国有財産台帳や附属図面をはじめ、法令等に基づいて各省各庁から報告された帳票類を収集・整理し、監査する事項や項目別に分析するとともに、関係各課と連絡調整を行う。

(2) 実地監査... 収集・分析した準備資料を基に監査対象部局と事前のヒアリングを行い、現状や今後の処理方針等を聴取し、確認監査を行う際の問題点等を整理・把握する。

問題点等の整理に当たり、より実態を把握等する必要があると認められる場合には、部局の担当者をはじめ関係者等とともに現地で事実確認を行う。

なお、事実確認の際には、準備資料等では現認することが出来ない管理や利用状況等の実態をつぶさに確認等し、改善要求を行う際の参考事項等とする。

その際、直ちに改善される軽微な事項等が発見された場合には現地限りで行政指導を行う場合がある。

(3) 改善要求... 実地監査で確認された問題点の状況や新たに発見された改善事項等を協議・検討のうえ、部局に対して次のような区分に基づいて改善要求を行う。

是正... 明らかに法令や訓令等の規定に違反等している場合

検討... 法令に違反等はしていないが処理事務の見直しや簡素合理化、あるいは財産を有効に利活用するための方策等の検討を要する場合

留意... 是正あるいは検討要求を行うべきであると認められるが、既に部局等において改善措置に取り組んでおり、今後、確実に是正される見込みがある場合

(4) 事後確認... 要求を行った内容の改善状況等について部局から報告を受けるとともに、改善されるまで毎年度措置状況を点検する。

【 最近 5 か年度における実地監査件数と事例概要等】

(答) 別紙 2 ...実地監査の件数及び事例

【 国有財産等の監督・指導を適正に行うに十分な実地監査件数を確保出来ているか】

(答)

- 1 . 国有財産の監査は、わが国経済社会の変革等を踏まえつつ、国有財産行政を取り巻く諸情勢等を見極めながら実施することとしており、現在、次のような財産を対象として実地監査を実施している。

国有財産の効率的な使用を更に徹底し、処分を促進して財政構造改革を進めることを目的に実施された行政財産等の使用状況実態調査においてより有効に利活用を図るべきであると指摘された有効利用化財産のうち、前年度末時点で未処理となっている全財産を対象に毎年度処理の進捗状況等を監査（別紙 3 参照）。

その他、財務局等の管轄区域内に所在する行政財産で都市部や近郊に所在する財産を抽出して監査。

特定の用途に供することを条件に減額や無償で売払い等された用途指定財産が法定要件どおりに適正に利用され義務が履行されているかどうか等について指定用途期間内に監査。

河川、漁港、海岸等のいわゆる公共用財産を適正に維持管理して国土の保全を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的に公共用財産の監査。

- 2 . このように、国有財産行政の運営や遂行上必要な実地監査を実施しており、また、この他臨時的に実地監査を行うこととしていることから、適時・適切に監督・指導するための件数は十分確保出来ていると考える。

【 実地監査の場で直ちに問題点を是正するための行政処分を行う例はあるか】

【 実態把握と法令上の判断は一体として行うとは？】

(答)

- 1 . 国有財産の実地監査は、国有財産の現況や周辺地域の状況等をつぶさに把握等したうえで、国有財産法をはじめとして財産を取り巻く諸法や関連通達等に照らし合わせて分析・判断することが必要であることから、実地監査官には国有財産行政等に熟知した者を配置し、監査対象財産毎の事前準備から改善要求までの一連の事務は一人の監査官が行うこととしている。

2. 例えば別紙2の事例1のように、国有地が公園という用途指定どおりに利用されているかどうかだけではなく、公園区域内に建設された施設が都市公園法に定める管理施設としての範囲を逸脱していないかどうか等、公園の使用実態や公園事務所内の業務内容まで詳細な実態把握を行ったうえで是正要求を行っており、また、事例2のように無断占使用者毎に占使用状態の確認や公共用財産としての機能喪失状態等を現認したうえで用途廃止等の是正要求を行うなど、実地監査による実態把握と法令判断は表裏一体の関係にあり、一体で行うべき行為であると考えている。

3. また、公共物の実地監査に当たっては、現地で法定委託を受けた地方公共団体の担当者をはじめ、例えば漁港の場合であれば漁協や組合員等の関係者と漁港漁場整備法や国有財産法等に照らして管理状況が適正であるか、適正な占使用がなされているかどうか等の確認を行っている。その際、隣地との境界が判然としない、不法投棄物がある等、是正要求を求めるまでには至らない軽微な法令違反があった場合には現地で解決策を指導する等の行政指導を行っている。

【 当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無等は？ 】

(答)

1. 実地監査に係る主な法令は次のとおりである。
 - 各省庁所管財産（国有財産法第10条第1項）
 - 用途指定財産（同法第10条第4項）
 - 省庁別宿舎（国家公務員宿舎法第6条第2項）
 - 都道府県等への法定受託財産（国有財産法施行令第6条第9項）
 - 管理委託財産（国有財産特別措置法施行令第13条第2項）
2. 上記法令のうち 及び に係る監査は、「財務大臣は...当該職員をして実地監査を行わせ...」との規定が明文化されており、また、国の行政機関及び国有財産に関する事務を法定受託している地方公共団体に対する監査を規定した 、 及び についても、財務省訓令において「...当該職員をして...」と規定されている。

[参照] 別紙4...監査に係る法令等

国 有 財 産 を 取 り 巻 く 主 要 な 法 令

〔 国 有 財 産 関 係 〕

- ・ 国 有 財 産 法
 - ・ 国 有 財 産 特 別 措 置 法
 - ・ 国 家 公 務 員 宿 舎 法
 - ・ 国 の 庁 舎 等 の 使 用 調 整 等 に 関 す る 特 別 措 置 法
 - ・ 特 定 国 有 財 産 整 備 特 別 会 計 法
 - ・ 旧 軍 港 市 転 換 法
- 等

〔 公 共 物 関 係 〕

- ・ 道 路 法
 - ・ 河 川 法
 - ・ 公 有 水 面 埋 立 法
 - ・ 海 岸 法
 - ・ 港 湾 法
 - ・ 漁 港 漁 場 整 備 法
 - ・ 下 水 道 法
 - ・ 空 港 整 備 法
 - ・ 自 然 公 園 法
- 等

〔 都 市 計 画 関 係 〕

- ・ 都 市 計 画 法
 - ・ 都 市 公 園 法
 - ・ 土 地 区 画 整 理 法
 - ・ 都 市 再 開 発 法
 - ・ 農 地 法
- 等

〔 土 地 関 係 〕

- ・ 土 地 基 本 法
 - ・ 国 土 利 用 計 画 法
 - ・ 借 地 借 家 法
 - ・ 建 築 基 準 法
 - ・ 官 公 庁 施 設 の 建 設 等 に 関 す る 法 律
- 等

〔 登 記 関 係 〕

- ・ 不 動 産 登 記 法
 - ・ 立 木 に 関 す る 法 律
 - ・ 船 舶 登 記 取 扱 手 続
 - ・ 船 舶 法
 - ・ 小 型 船 舶 の 船 籍 及 び 積 量 の 測 度 に 関 す る 政 令
 - ・ 漁 船 法
 - ・ 航 空 法
 - ・ 鉱 業 法
 - ・ 特 許 法
 - ・ 著 作 権 法
 - ・ 商 標 法
 - ・ 実 用 新 案 法
 - ・ 意 匠 法
- 等

〔 そ の 他 〕

- ・ 信 託 法
 - ・ 信 託 業 法
 - ・ 相 続 税 法
 - ・ 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 法
 - ・ 地 方 自 治 法
- 等

最近5ヵ年度における実地監査件数等について (単位; 件)

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
実地監査の 件数等	20,005	27,129	20,602	20,397	21,022
是正措置の 件数等	19,669	21,868	18,077	17,447	14,941

(注) 実地監査件数には年度中途における臨時監査の件数等を含む。
是正措置件数には使用状況実態調査における是正要求件数を含む。

是正措置の主な事例

事例1：用途指定財産（無償貸付）

(1) 財産等

イ 所在地 滋賀県大津市所在

ロ 貸付先 大津市

ハ 概要 国有財産法第22条で公園敷地として無償貸付

(2) 経緯等 平成15年度に実地監査を実施

イ 書面監査年月日 15年10月20日

ロ 確認監査年月日 10月22日

(3) 監査の結果

イ 無償貸付している公園内に建設されている公園管理事務所の一部が、社団法人の事務所に供されていた。

ロ 事務所の使用実態等について公園管理者である地方公共団体の担当者等から詳細に実地監査（聴取）した結果、当該社団法人の業務内容は、当初は都市公園の清掃が主要業務であったが、その後、訪問介護を行うための業務を始める等、都市公園法第2条第2項第8号に定める都市公園内の施設としては不適當であった。

(4) 平成15年度の是正等の要求内容

無償貸付している公園敷地上に建設されている公園管理事務の一部が社団法人の事務所に供されており、都市公園法の規定に基づく公園施設として使用されていないので適正な是正措置を講じる必要がある。

(5) 是正要求の処理状況

16年2月に公園管理者である大津市から社団法人の移転計画が提出され、9月30日別地に移転済みである。

事例2：公共用財産（漁港に所在する公共用財産）

(1) 財産等

イ 所在地 長崎市式見町

ロ 漁港名 式見漁港（第2種）

ハ 概要 15年度の再度監査で是正措置が図られたもの

(2) 経緯等 平成8年度に漁港等の監査として実地監査を実施

イ 書面監査年月日 8年5月28日

ロ 確認監査年月日 6月4日

(3) 監査の結果

占使用等の状況

区分	件数	面積	概況
占用許可	1	20m ²	民間に事務所として占用許可
無断占使用	5	323m ²	漁協や組合員の漁具倉庫等
未使用	1	493m ²	
計	7	836m ²	

(4) 是正要求の内容

無断占使用状況の解消を行い、併せて公共財産としての機能を喪失しているため用途廃止のうえ財務省に引継ぎをする必要がある。

(5) 平成15年度の再度監査

イ 平成8年度の是正要求以降、毎年度措置状況を点検し農林水産省（長崎県）に対して改善を求めていたが、無断占使用者が解体撤去等するための費用を工面することが出来ずに是正未済のままとなっていた。

ロ このため、平成15年度に再度監査対象として農林水産省（長崎県）や占使用者等の関係者を交えて実地監査を行った結果、一部、漁協が費用負担したうえで解体撤去することとなった。

ハ なお、国土交通省（河川管理部局）から本地の一部を河川管理地として取得したいとの申し出がなされ、現在、その区域等について協議中であるが、国土交通省に所管換した残地については、本地に隣接する財務省所管普通財産と併せて一般競争入札により処分する計画である。

報 道 発 表

平成 16 年 9 月 30 日
財 務 省行政財産等の使用状況実態調査のフォローアップ結果について
(有効利用化財産処理計画の全面見直し)

1. 概要

財務省では、平成 10 年度から 12 年度にかけて行政財産等の使用状況実態調査を実施し、その結果、より有効に利活用する必要があると認められた財産（以下「有効利用化財産」という。）については、毎年、各省各庁が策定した処理計画の進捗状況等の結果を取りまとめている。

また、近年の社会経済情勢の急激な変化を踏まえ、調査時点から既に 5 年を経過していること等から、国有財産の効率的な使用を更に徹底し、より一層、計画的かつ確実に処理を促進することを目的に、平成 15 年度末時点で要処理財産となっている財産を対象として処理計画の全面的な見直しを実施することとした。

今般、平成 15 年度の処理実績と処理計画の全面見直し結果の取りまとめを終えたことから、これらを公表するものである。

2. 平成 15 年度の処理実績

- (1) 平成 15 年度では、4 月 1 日に独立行政法人化された造幣局、国立印刷局及び日本郵政公社に対する「出資 1,516 件」をはじめとして、「売払 801 件」、「借上解消 118 件」など合計 2,683 件（527 ha）の処理が行われた（別紙 1 参照）。
- (2) この結果、使用状況実態調査で有効利用化をすべきであると認められた財産（調査時 14,616 件 + その後財産分割による増 772 件 = 15,388 件）のうち、6,988 件（45.4%）が処理済みとなった。（別紙 2 参照）。

3. 処理計画の全面見直し（別紙 3 参照）

- (1) 平成 15 年度末時点で要処理財産となっている 8,400 件（2,930 ha）を対象に、次のような点に留意しつつ処理計画の全面見直しを行った。

イ．個別財産毎の実態を的確に把握して、当初策定された処理年度にこだわることなく、可能のものについては前倒しの処理とする一方で、理由のない処理の後送りは行わない。

ロ．行政の減量化を図るとの観点から、できるかぎり「国の利用」から「国以外
の利用（売払等）」になるよう処理形態の見直しを行うとともに、庁舎等をより効率的に整備する方策について再検討する。

(2) この結果、処理の難易度や処理時期の確実性等を踏まえて、要処理財産 8 , 4 0 0 件を次のように区分するとともに、処理形態の変更を行った。

イ . 処理の区分

- A 区分 (概ね 1 年以内に処理) 2 , 1 5 5 件 (全体の 2 5 . 7 %)
- B 区分 (概ね 3 年以内に処理) 2 , 7 0 7 件 (3 2 . 2 %)
- C 区分 (概ね 5 年以内に処理) 1 , 7 9 6 件 (2 1 . 4 %)
- D 区分 (概ね 7 年以内に処理) 1 , 2 2 7 件 (1 4 . 6 %)
- E 区分 (現在訴訟中等で当面処理が困難なもの) ... 5 1 5 件 (6 . 1 %)

ロ . 処理形態の変更

- 国の利用から国以外の利用に変更したもの..... 4 3 4 件
- うち「売払」に変更したもの..... 1 6 8 件
- うち「借上解消等」に変更したもの..... 2 0 件

(3) 今後は、各省各庁において、見直し後の処理計画が確実に実施されるよう一層の処理促進に向けての取組みが行われる。

問い合わせ先 理財局国有財産有効利用推進室 代表 03-(3581)-4111 内線 2676
(ホームページアドレス <http://www.mof.go.jp/jouhou/zaisan/zaisan.htm>)

(参 考)

行政財産等の使用状況実態調査の概要

1. 対象財産

各省庁が所管する以下の財産が対象。

- (1) 一般会計及び特別会計所属の行政財産（公用財産、企業用財産）
- (2) 特別会計所属の普通財産（特定国有財産整備特別会計を除く）
- (3) 国有建物の敷地として借り上げている民公有地

2. 対象財産の判定等

- (1) 調査対象財産の全件について使用状況等を調査し、その結果、以下のいずれかに該当したものを「より有効に利活用する必要が認められる財産」として判定。
 - イ 国の事務、事業の用に供されなくなったことにより現在未使用となっているもの、又は調査時点で使用されているが、当該使用官署において将来未使用となることが確実に見込まれるもの
 - ロ 施設の適正規模、容積率等からみて敷地の利用度が低く、施設の現況（配置、老朽度）から当該施設を集約立体化し、又は他の施設に統合する必要があるもの
 - ハ 周辺の状況及び施設の機能からみて現在地にあることが必ずしも適切と認められないもので、これを他に移転再配置し、その跡地を他の用途に転用することが適切と認められるもの
- (2) 「より有効に利活用する必要が認められる財産」について、各省各庁と調整のうえ、以下に区分し、効率的な利用を図るための処理計画を策定。
 - イ 「国の利用」 引き続き国が利用することが適切と認められるもの
 - ロ 「国以外の利用」 国以外の者が利用することが適切と認められるもの

(別紙1)

行政財産等の使用状況実態調査のフォローアップ結果(平成15年度の処理実績)

(単位:件、千㎡、億円)

行政財産等の使用状況実態調査の結果に基づいて策定された有効利用化財産の処理計画				14年度末時点における要処理財産			15年度中に処理がなされた財産 (注4)			15年度末時点における要処理財産		
区分	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
国の利用(注2)	3,702	17,622	11,150	2,663	11,704	8,319	223	1,351	989	1,967	7,649	6,013
国以外利用(注3)	10,914	29,779	11,436	8,253	22,863	10,763	2,460	3,919	4,396	6,433	21,657	7,668
売 払	8,867	27,358	11,203	5,989	20,944	7,951	801	2,920	1,709	5,291	15,859	4,182
借上解消	1,862	1,647	-	659	661	-	118	97	-	567	586	-
出 資	-	-	-	1,515	864	2,665	1,516	867	2,665	479	4,815	3,359
そ の 他	185	773	232	90	392	147	25	34	20	96	396	126
合 計	14,616	47,401	22,587	10,916	34,568	19,083	2,683	5,271	5,385	8,400	29,307	13,682

(注) 1. 行政財産等については、平成10年度から12年度にかけて使用状況実態調査を行い、その結果、より一層有効な利活用を図ることが必要であると認められた財産、いわゆる「有効利用化財産」については処理計画が策定されたが、本表は、平成15年度における当該計画の処理実績を計上したものである。なお年度内に区分の変更(例えば、国の利用から国以外利用や売払いから交換に変更する場合)や財産の分割を行っていることから、必ずしも各欄の差引きは一致しない。

2. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産である。

3. 「国以外利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められた財産で、「売払」は国以外の者への売払いを、「借上解消」は行政の用に借上げ中である民公有地の借上げの解消を、「出資」とは独立行政法人へ出資をすることが適当であると認められる財産である。なお、「その他」は、「交換」、「譲与」、「使用許可」である。

4. 「15年度中に処理がなされた財産」とは、処理計画に基づいて処理がなされたもの、行政財産の用途が廃止され財務省に引き継がれたもの等である。

(別紙2)

行政財産等の使用状況実態調査の処理の進捗状況
(調査時点から平成15年度末までの進捗状況)

(単位:件、千㎡)

行政財産等の使用状況実態調査の結果に基づいて策定された有効利用化財産の処理計画 (A)			11年度から15年度末までの変更等による増減(注4) (B)		11年度から15年度末までの処理累計 (C)		15年度末時点の進捗率 (C / (A + B))	
区分	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
国の利用(注2)	3,702	17,622	640	3,628	1,095	6,344	35.8%	45.3%
国以外利用(注3)	10,914	29,779	1,412	3,385	5,893	11,507	47.8%	34.7%
売 払	8,867	27,358	125	2,402	3,451	9,096	39.5%	36.5%
借上解消	1,862	1,647	537	154	758	906	57.2%	60.7%
出 資	-	-	2,010	5,892	1,531	1,077	76.2%	18.3%
そ の 他	185	773	64	50	153	426	61.4%	51.8%
合 計	14,616	47,401	772	242	6,988	17,851	45.4%	37.9%

(注)1. 行政財産等については、平成10年度から12年度にかけて使用状況実態調査を行い、その結果、より一層有効な利活用を図ることが必要であると認められた財産、いわゆる「有効利用化財産」については処理計画が策定されたが、本表は、平成11年度から平成15年度末における当該計画の処理の進捗状況を計上したものである。

2. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産である。

3. 「国以外利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められた財産で、「売払」は国以外の者への売払いを、「借上解消」は行政の用に借上げ中である民公有地の借上げの解消を、「出資」とは独立行政法人へ出資をすることが適当であると認められる財産である。なお、「その他」は、「交換」、「譲与」、「使用許可」である。

4. 「11年度から15年度末までの変更等による増減」とは、11年度から15年度末までの間に区分の変更(例えば、国の利用から国以外利用や売払いから交換に変更する場合)、財産の分割又は実測による面積増減等の累計である。

(別紙3)

平成15年度末時点における要処財産の処理計画見直し結果

(単位:件)

区分	難易度区分	A区分	B区分		C区分		D区分		E区分	合計
	処理見込	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降	
国の利用	計画見直前	969	247	164	82	111	4	23	801	2,401
	計画見直後	214	221	251	129	347	145	355	305	1,967
国以外の利用	計画見直前	2,801	799	559	201	452	39	46	1,102	5,999
	計画見直後	1,941	1,260	975	757	563	247	480	210	6,433
売 払	計画見直前	2,573	672	489	174	406	26	33	966	5,339
	計画見直後	1,355	1,107	873	703	451	225	422	155	5,291
借上解消	計画見直前	190	84	66	26	44	13	12	122	557
	計画見直後	87	106	99	47	107	22	51	48	567
出 資	計画見直前	19	-	-	-	-	-	-	-	19
	計画見直後	479	-	-	-	-	-	-	-	479
その他	計画見直前	19	43	4	1	2	-	1	14	84
	計画見直後	20	47	3	7	5	-	7	7	96
合 計	計画見直前	3,770	1,046	723	283	563	43	69	1,903	8,400
	計画見直後	2,155	1,481	1,226	886	910	392	835	515	8,400

(注)難易度区分のA～E区分は次のとおり。

A区分・・・概ね1年以内に処理できるもの

B区分・・・概ね3年以内に処理できるもの

C区分・・・概ね5年以内に処理できるもの

D区分・・・概ね7年以内に処理できるもの

E区分・・・当面処理が困難なもの

国有財産の監査に係る法令等

国有財産法（昭和23年法律第73号）

（国有財産の総轄の機関）

第七条 財務大臣は、国有財産の総轄をしなければならない。

（管理及び処分の総轄）

第十条 財務大臣は、国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要な措置を求めることができる。

- 2 財務大臣は、前項の規定により措置を求めたときは、各省各庁の長に対し、その執った措置について報告を求めることができる。
- 3 財務大臣は、前項の報告を求めた場合において、必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、各省各庁の長に対し、その所管する国有財産について、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な指示をすることができる。
- 4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付を受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員をして実地監査をさせることができる。

国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）

（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）

第六条 （略）

9 財務大臣は、国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、法第九条第三項の規定により事務を行う都道府県又は市町村に対し、当該事務に係る国有財産について、実地監査をすることができる。

国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）

（総括の機関）

第六条 （略）

2 財務大臣は、宿舎の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員若しくは当該各省各庁が所管する独立行政法人の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舎について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舎の種類（第三条に規定する宿舎の種類をいう。第十三条の二第一号において同じ。）の変更その他の措置を求めることができる。

国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号）

（管理状況の監査及び報告）

第十三条 （略）

2 財務大臣又は当該財産を所管する各省各庁の長は、必要と認めるときは、受託財産の管理の状況について、部下の職員をして監査させ、又は管理受託者から報告を徴することができる。

国有財産総轄事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）

（国有財産の実地監査）

第五条 財務局長等は、毎年度財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産について、実地監査計画を立て、当該職員をして実地監査させることができる。

- 2 財務局長等は、前項に規定する場合の外、必要があると認めるときは、各省各庁の所管に属する国有財産について、当該職員をして実地監査をさせることができる。